



平成 27 年 8 月 31 日

国 土 交 通 省

都 市 局

まちづくり推進課

都市再生特別措置法に基づく民間都市再生整備事業計画の認定について

(掛川駅前東街区第一種市街地再開発事業)

都市再生特別措置法第 63 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 8 月 3 日付けで掛川駅前東街区市街地再開発組合から申請のあった民間都市再生整備事業計画について、同法第 64 条第 1 項の規定により認定しました（内容等については別紙参照）。

[参考] なお、計画の認定を受けた民間事業については、次の措置を活用できるとされています。

- ・民間都市開発推進機構による金融支援（同法第 71 条）

<本件に対する問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：吉岡、和田

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-532、32-533)

03-5253-8127(直通)

F A X : 03-5253-1589



(2) 建築物の構造方法、設備及び用途

〔建築物番号①（北棟）〕

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造
- ・ 設備 給水設備（受水槽方式）、排水設備（公共下水道接続）、都市ガス、電気設備、消火設備、昇降設備
- ・ 用途 住宅、店舗

〔建築物番号②（店舗棟）〕

- ・ 構造 鉄骨造
- ・ 設備 給水設備（加圧ポンプ方式）、排水設備（公共下水道接続）、都市ガス、電気設備、消火設備、昇降設備
- ・ 用途 店舗、駐車場

〔建築物番号③（駐車場棟）〕

- ・ 構造 鉄骨造
- ・ 設備 電気設備、消火設備、昇降設備
- ・ 用途 駐車場

(3) 公共施設の種類・規模等

・ 広場 207.49 m<sup>2</sup> ・ 道路 1,013.89 m<sup>2</sup>

8. 事業経緯

平成 27 年 2 月 9 日 工事開始

平成 28 年 8 月 31 日 工事完了

■ 事業スケジュール

平成 14 年度～平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
準備組合設立、都市計画決定、建築確認申請等	→			
	←	←	←	
	着工	本工事	竣工	

■ イメージ



■ 概要図

